

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日 平成 29 年 7 月 1 日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 正会員

ワイエスフード株式会社

フランチャイズ契約のご案内

ワイエスフード株式会社

〒822 - 1402

住所 福岡県田川郡香春町大字鏡山字金山
552 番 8

所属部門 営業企画部 店舗開発課

TEL (0947) 32 - 7382



(0120) 14 - 8058

FAX (0947) 32 - 7598

MAIL franchise@yamagoya.co.jp

URL <http://www.ys-food.jp/>

本資料は、これからフランチャイズ・システムに加盟されようとしている方々のために、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小売振法という）及び中小小売商業振興法規則（以下施行規則という）並びにフランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの方々の資料の収集検討ならびに第三者への相談等、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズ・システム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会にお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105 - 0001

東京都港区虎ノ門三丁目 6 番 2 号

TEL (03) 5777 - 8701

この案内は平成 29 年 7 月 1 日に作成され、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ流通政策課に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任について作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認していただくことが必要です。

九州筑豊ラーメン山小屋への加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズ・システムへの加盟をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

当社は「九州筑豊ラーメン山小屋」の名のもとにラーメン店のフランチャイズ・システムを展開しております。

当チェーンの店舗は、ラーメン事業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージ等で統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なければなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、九州筑豊ラーメン山小屋チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から九州筑豊ラーメン山小屋とは異なる独自の経営手法を重視され、九州筑豊ラーメン山小屋のノウハウ、システム、イメージ等にとらわれない経営を希望される方には、九州筑豊ラーメン山小屋チェーンへの加盟をお勧めできません。

当社の九州筑豊ラーメン山小屋チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社は経営ノウハウ、商品の開発等システムの設備や、麺・餃子・中華醤油等の食材の提供、物流・データ管理・店舗指導等、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手にお引き受けいたします。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことが九州筑豊ラーメン山小屋チェーン店舗の経営成功の鍵なのです。

九州筑豊ラーメン山小屋チェーン店舗経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次

項 目	頁数	法（中小小売商業振興法）及び規則（中小小売商業振興法施行規則）	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	2		
九州筑豊ラーメン山小屋への加盟を希望される方へ	3		
第Ⅰ部 ワイエスフード株式会社とフランチャイズシステムについて	6		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	7～11	規則第10条第2号 # 第10条第5号 # 第10条第1号 # 第10条第3号	
3. 会社組織図	12		
4. 役員一覧	13	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	14～15	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況（直近3事業年度加盟店数の推移）	16	規則第10条6号、11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業に各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	17	規則第11条第6号ロ # 第11条第6号ハ # 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	17	# 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	18		
1. 契約の名称等	18		
2. 売上・収支予測についての説明	18		2 - (2) - イ、 2 - (3) - ①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期と方法、 ④ 当該金銭の返還の有無及び条件	18	法11条1号、 規則11条1号イ～ホ	2 - (2) - ア③
4. オープンアカウント等の送金	19	規則第10条13号	3 - (1) - イ②
5. オープンアカウント等の与信利率	19	規則第10条14号・15号	2 - (2) - ア⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決算方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、販売方法、 ⑨ 商品の販売価格について ⑩ 許認可を要する商品の販売について	19～20	法11条2号、 規則11条2号イ、ロ	2 - (2) - ア① 3 - (1) - ア 3 - (3)
7. 経営の指導に関する事項	20	法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2 - (2) - ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	21	法11条4号、法11条4号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き、④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	21～22	法11条5号、 規則11条5号イ～ニ	2 - (2) - ア⑦イ 2 - (3) - ④ 3 - (1) - イ④

項目	頁数	法（中小小売商業振興法）及び規則（中小小売商業振興法施行規則）	公正取引委員会ガイドライン
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法、 ② 金銭の性質、③ お支払いいただく時期と方法	22	規則 10 条 12 号、11 条 7 号イ～ニ	2 - (2) - ア④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	23	〃 第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無	23	〃 第 10 条第 9 号	2 - (2) - ア⑧
13. 競業禁止義務の有無	23	〃 第 10 条第 10 号	3 - (1) - ア
14. 守秘義務の有無	23	〃 第 10 条第 11 号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	23	〃 第 10 条第 16 号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	23	〃 第 10 条第 17 号	
17. 事業活動上の損失に対する保証の有無内容等	23		2 - (2) - ア⑥
後記.1「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明書	24～25		

第I部 ワイエスフード株式会社とフランチャイズ・システムについて

1. わが社の経営理念と社是

経営理念

1. 「味」へのこだわり
2. 共存共栄
3. 業界 No. 1 への挑戦

社是

私たちは、常に旺盛な研究心を持ち、お客様が満足する味の提供と加盟店の繁栄を目指し、食文化の発展と社会に貢献することを誓います。

2、株式会社 Zing' s

事業内容：広告、宣伝、印刷及びその他の企画、製作業務並びにそれらの指導、経営コンサルタント業等

3、YSFOOD HK Ltd.

事業内容：小売業等

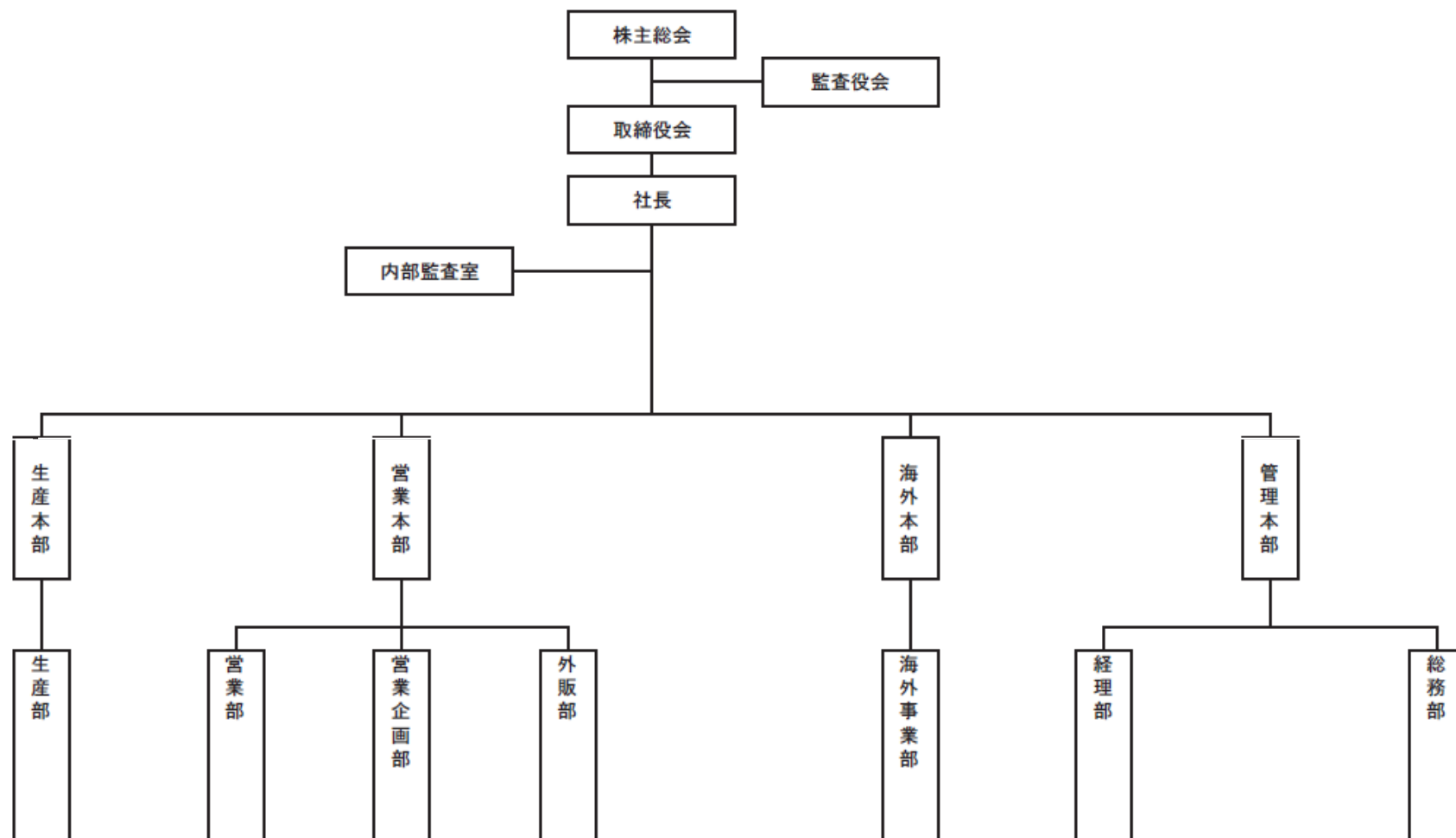
(12) 所属団体 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 正会員

【沿革】	
昭和 45 年 5 月	福岡県田川郡香春町にて現会長が個人創業。
平成 6 年 5 月	飲食店の経営及び F C 店の加盟募集等を目的としてワイエスフード株式会社を設立。
平成 6 年 9 月	関連会社ワイエスシステム株式会社を設立。厨房機器の直営店への供給及び F C 加盟店への販売を開始。
平成 7 年 2 月	福岡県田川郡香春町大字鏡山に本社事務所を新設。
平成 7 年 8 月	北九州市小倉南区に直営 1 号店となる「山小屋曾根バイパス店」をオープン。
平成 8 年 3 月	飲食店向け厨房設備機器を販売するワイエスシステム株式会社を 100% 子会社とする。
平成 8 年 12 月	福岡県田川郡香春町鏡山香春工業団地に新社屋・新工場を新設。
平成 11 年 11 月	四国地方における直営 1 号店「山小屋フジグラン松山店」をオープン。
平成 12 年 8 月	中国地方における直営 1 号店「山小屋パルティフジ竹原店」をオープン。
平成 13 年 3 月	関東地方における直営 1 号店「山小屋メルクス新習志野店」をオープン。
平成 13 年 6 月	大分県宇佐市に焼肉併設タイプの直営店舗として「山小屋メルクス宇佐店」をオープン。
平成 13 年 12 月	北九州市八幡西区に「ばさらか」1 号店が F C 店舗としてオープン。
平成 14 年 3 月	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会正会員となる。
平成 14 年 6 月	ISO9001 認証、本社にて取得。
平成 14 年 7 月	出店数 100 店舗（直営 31 店、F C 69 店）達成。
平成 16 年 4 月	「すりごま」を製造販売する大幸食品株式会社の株式を取得し 100% 子会社とする。
平成 16 年 8 月	香春工業団地内において隣接する不動産を購入し、本社機能の移転を行う。
平成 17 年 2 月	株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成 17 年 3 月	出店数 150 店舗（直営 55 店、F C 95 店）達成。
平成 17 年 12 月	生産工場の新設・稼働。500 店舗へ食材を安定供給できる生産体制を整える。
平成 18 年 5 月	タイにおいて合弁会社 YAMAGOYA (THAILAND) CO., LTD. を設立し、子会社化する。
平成 18 年 7 月	子会社ワイエスシステム株式会社を吸収合併。
平成 18 年 7 月	山小屋香春本店を移転新築オープン。

平成 18 年 9 月	YAMAGOYA (THAILAND) CO., LTD. がタイ国内で「筑豊ラーメン山小屋」1 号店となるトンロー店をオープン。
平成 20 年 5 月	YAMAGOYA (THAILAND) CO., LTD. がタイ国内で「ばさらか」1 号店となるラチャヨーティン店をオープン。
平成 20 年 9 月	ふくおか製麺株式会社を連結子会社として設立。
平成 21 年 8 月	中国 1 号店となる「山小屋深圳店」をオープン。
平成 22 年 3 月	YAMAGOYA (THAILAND) CO., LTD. が持分法適用関連会社となる。
平成 22 年 4 月	株式会社ジャスダック証券取引所と株式会社大阪証券取引所の合併に伴い、株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q (株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)) に上場。
平成 22 年 9 月	台湾 1 号店となる「山小屋台北店」をオープン。
平成 23 年 3 月	YAMAGOYA (THAILAND) CO., LTD. の株式を全て譲渡したため、持分法適用関連会社から除外。
平成 24 年 1 月	インドネシア 1 号店となる「山小屋 UOB PLAZA 店」をオープン。
平成 24 年 4 月	マレーシア 1 号店となる「山小屋 ソラリス デッタマス パブリカ店」をオープン。
平成 25 年 3 月	フィリピン 1 号店となる「一康流 マニラ店」をオープン。
平成 25 年 3 月	マカオ 1 号店となる「高士徳店」をオープン。
平成 25 年 7 月	株式会社大阪証券取引所と株式会社東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、株式会社東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) に上場。
平成 26 年 4 月	ミャンマー 1 号店となる「山小屋 ヤンゴン店」をオープン。
平成 26 年 7 月	「山小屋蒲生店」にて、居酒屋ブランド「牛もつダイニング Y' s KITCHEN」を併設オープン。
平成 26 年 8 月	ベトナム 1 号店となる「山小屋 ホーチミン店」をオープン。
平成 27 年 3 月	株式会社アスラポート・ダイニングと資本業務提携契約を締結。
平成 27 年 3 月	オーストラリア 1 号店となる「一康流 メルボルン CBD 店」をオープン。
平成 27 年 4 月	子会社「ふくおか製麺株式会社」を吸収合併。
平成 27 年 9 月	100%子会社であった「大幸食品株式会社」の全株式を「株式会社 PLANA」に譲渡。
平成 27 年 11 月	遣唐拉麺 1 号店となる「遣唐拉麺山西晋城店」をオープン。
平成 27 年 12 月	東京都新宿区に「東京炭火焼鶏 ワインと日本酒トリゴヤ」1 号店となる「高田馬場 3 丁目店」をオープン。
平成 28 年 3 月	ポーランドにおいて、合弁会社「Japan Traditionals Sp.Z.o.o」を設立し、持分法適用関連会社とする。

平成 28 年 4 月	「山小屋吉田店」が「九州麺匠の味やまごや吉田店」としてリニューアルオープン。
平成 28 年 5 月	台湾において、「台湾威斯食品股份有限公司」を非連結子会社として設立。
平成 28 年 7 月	「株式会社 Zing' s」を連結子会社として設立。
平成 28 年 8 月	「株式会社日本美容研究所」を連結子会社として設立。
平成 28 年 9 月	イギリス 1 号店となる「ヤマゴヤ シャフツベリーアベニュー店」をオープン。
平成 28 年 10 月	オーストラリア メルボルンに新ブランド「カツキング」をオープン。
平成 28 年 10 月	香港において、「YSFOOD HK Ltd.」を非連結子会社として設立。
平成 29 年 2 月	韓国において、合弁会社「JKF Inc.」を設立し、持分法適用関連会社とする。
平成 29 年 2 月	韓国 釜山において、1 号店となる「うどん駅 蓑山 (ジャンサン) 店」(うどん&居酒屋形態)をオープン。

3. 会社組織図



4. 役員一覧

平成 29 年 6 月 28 日現在

代表取締役社長	緒方 正憲
取 締 役	原 亮一
取 締 役	岩下 征吾
取 締 役	中村 行男
取 締 役	茅嶋 祐一
常 勤 監 査 役	森 弘之
監 査 役	杉山 耕司
監 査 役	田吹 多祥
監 査 役	吉富 真二

5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
資産の部			
I 流動資産	1,074,356	1,185,850	952,121
現金及び預金	733,107	869,519	615,536
売掛金	152,542	142,668	183,230
その他流動資産	188,707	173,663	153,354
II 固定資産	3,385,324	3,063,542	3,105,542
有形固定資産	2,758,137	2,696,575	2,593,082
無形固定資産	9,407	8,360	80,775
投資等	617,779	358,606	431,684
資産合計	4,459,681	4,249,393	4,057,664
負債・資本の部			
I 流動負債	1,029,484	1,024,541	1,033,030
買掛金	86,739	79,104	82,938
短期借入金	200,000	200,000	200,000
その他流動負債	742,745	745,437	750,092
II 固定負債	1,338,206	1,236,484	1,136,007
長期借入金	1,065,346	966,832	861,725
長期預り敷金及び保証金	111,640	108,187	108,587
その他固定負債	161,220	161,464	165,694
負債合計	2,367,691	2,261,026	2,169,038
I 資本金	1,002,050	1,002,050	1,002,050
II 資本剰余金	831,588	831,588	831,588
III 利益剰余金	255,385	129,605	36,789
IV 株式等評価差額金	2965	25,122	18,198
V 自己株式	-	-	-
資本合計	2,091,989	1,988,366	1,888,626
負債・資本合計	4,459,681	4,249,393	4,057,664

※ 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

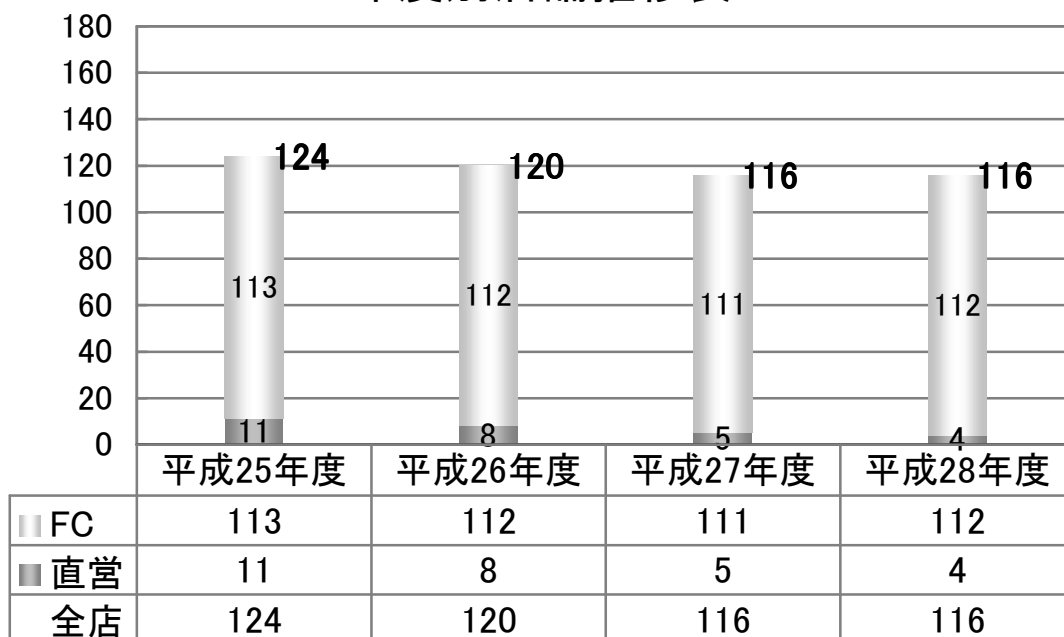
(単位：千円)

科 目	金 額		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経常損益の部			
A 営業損益			
売上高	1,827,007	1,791,944	1,790,416
売上原価	907,621	920,041	939,121
売上総利益	919,385	871,902	851,295
販売費及び一般管理費	907,629	875,653	847,346
営業利益	11,755	△3,751	3,949
B 営業外損益			
営業外収益	12,660	22,239	12,522
営業外費用	22,015	55,327	23,117
経常利益	2,400	△36,838	△6,645
特別損益の部			
特別利益	-	18,226	356
特別損失	671	52,229	46,660
税引前当期純利益	1,729	△70,842	△52,949
当期純利益	△39,644	△106,414	△73,451

※ 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

6. 売上・出店状況：加盟店・直営店舗別

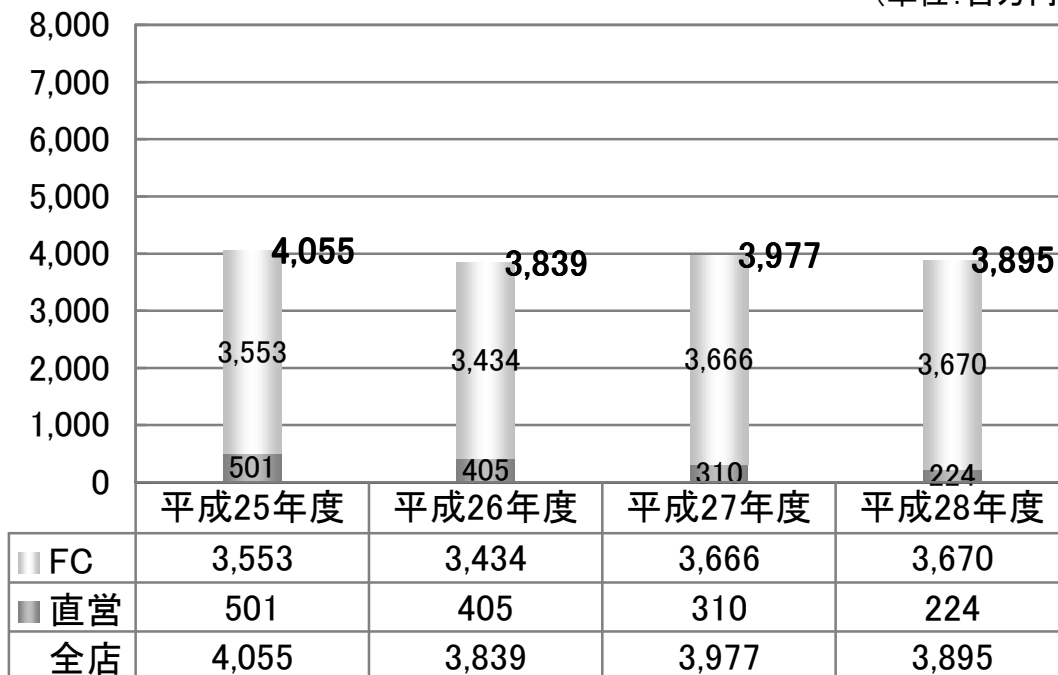
年度別店舗推移表



※海外店舗は食材の供給のみを行っておりますので、店舗数に含んでおりません。

年度別店舗売上推移表

(単位:百万円)



7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
平成26年度	6店
平成27年度	3店
平成28年度	2店

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
平成26年度	11店
平成27年度	5店
平成28年度	2店

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数
及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
平成26年度	9店	1店
平成27年度	12店	0店
平成28年度	27店	3店

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
平成24年度	0	0
平成25年度	0	1
平成26年度	0	0
平成27年度	0	0
平成28年度	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

九州筑豊ラーメン山小屋フランチャイズチェーン加盟契約書

2. 売上・収益予測についての説明

類似した既存店のデータをもとに売上、収益予測を作成し説明します。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

- ア. 加盟金 600,000 円（税別）
- イ. 保証金 1,000,000 円（非課税）

② 性質

- ア. 加盟金の性質
 - a. 商標等マークの使用権
 - b. 開店に必要な備品等の調達企画
 - c. 開店宣伝の企画手配

- イ. 保証金の性質
保証金はフランチャイズ契約に基づいて、加盟店が本部に対して負うことのある債務担保として本部でお預かりいたします。

③ お支払いいただく時期と方法

加盟金、保証金ともフランチャイズ契約の締結時に現金にてお支払いいただくか、又は指定の銀行口座へお振込みいただきます。

④ 当該金銭の返還の有無及び条件

- ア. 加盟金は、中途解約、契約満了いずれの場合も、またいかなる場合も返還されません。
- イ. 保証金は、契約が満了し、看板・マーク等の撤去を確認したのち、本部に対する債務を精算した残額が返還されます。
- ウ. 保証金は、加盟契約締結後 36 ヶ月未満で中途解約の場合は全額償却、36 ヶ月以上経過時点で中途解約の場合は半額償却となります。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

オープンアカウントは実施しておりません。

5. オープンアカウント等の与信利率

オープンアカウントは実施しておりません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売又は斡旋する商品の種類

ア. 食材

麺、餃子、餃子のタレ、中華醤油、焼豚、味噌、ゴマ等

イ. 消耗品

持ち帰り商品（ロゴ入り）等

ウ. 什器備品

のれん、のぼり、レードル、醤油用カンロ、Tシャツ、前掛け、
ラーメン丼、餃子皿、辛子高菜入れ等

※ 本部の提供する商品の販売価格につきましては、諸事情等により変動する場合があります。

② 商品等の配給条件

本部製造品以外の材料・副資材は、本部の承認を受ければ本部以外からでも購入することができます。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

配送日は3回／週で、曜日は地域によって異なります。

配送時間は10：00～18：00の間です。

毎日配送を行うケースもあります。

④ 仕入先の推奨制度

特にありません。

⑤ 発注方法

店舗に設置するパソコンで行います。

（パソコンは加盟店で購入していただきます。）

※ 商品納品日でなく、出荷日にて売上計上いたします。

⑥ 売買代金の決済方法

本部から仕入れた商品・材料その他の物品の代金は、月末締め切りの

翌月 10 日までに本部の指定する銀行口座にお振込みいただきます。

⑦ **返品**

不具合品と思われる商品のみ返品可能です。

⑧ **在庫管理、販売方法等**

開店前の店舗実習で教育いたします。

⑨ **商品の販売価格について**

本部が定める販売価格に統一させていただきます。ただし、地域事情等により、基本価格より高めの設定を行うことは可能です。

⑩ **許認可を要する商品の販売について**

基本メニュー以外の商品を販売する場合は全て F C 本部の承認が必要となります。

7. 経営の指導に関する事項

① **加盟に際しての研修等実施と内容**

開店前に、約 30 日間の直営店での実施研修を受けていただきます。研修費は無料ですが、宿泊費、飲食費等は自己負担といたします。

(内容)

- ・ 店舗運営方法
- ・ 品質管理
- ・ 商品、材料の取り扱い管理
- ・ 接客サービス
- ・ 調理実習
- ・ 商品発注方法
- ・ 店長業務
- ・ 設備、器具のメンテナンス

② **加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数**

ア. スーパーバイザーによる巡回指導

本部のスーパーバイザーが、経営管理、品質管理等、店舗運営の全般にわたって各店を定期的(原則として 1 回/2 ヶ月)に巡回訪問し、ご指導をいたします。

※ 定期的巡回指導の費用は無料です。

イ. 個別指導

加盟店から依頼があれば、その都度スーパーバイザー又は専門担当者が訪問し、直接ご指導いたします。

※ 個別指導については、指導員の旅費・日当等の実費を負担

していただきます。

ウ. オーナー全体会議 1回/年

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

① 当該使用させる商標、商号その他の表示



② 当該表示の使用についての条件

- ア. 上記のロゴは九州筑豊ラーメン山小屋チェーン店の経営目的以外に使用してはいけません。
- イ. 上記ロゴを使用する場合、書面にて本部に申請し、承認を得て使用します。
- ウ. フランチャイズ契約が終了した場合、直ちに上記ロゴの使用を中止し、車両、造作物等に表示されたロゴを抹消しなければなりません。

9. 契約期間、契約の更新及び契約解除に関する事項

① 契約期間

契約期間は、契約締結日から満5年です。

② 契約の更新の要件及び手続き

更新日前後に本部又は加盟店先にて契約更新を行います。
更新料として、50,000円（税別）を本部にお支払いいただきます。
この更新料は、一切返還されません。
契約書の内容により自動更新を行うこともございます。

③ 契約解除の条件及び手続き

ア. 加盟者は、本部に対して、書面により6ヶ月以上の予告期間を設けて契約を解除することができます。

- イ. 加盟者に次のような行為があった場合、本部は催告なしに契約を解除することができます。
 - a. 破産、不渡り処分、差し押さえ、仮処分等の事態が発生した場合
 - b. 契約書に定める義務違反

④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法、その他義務の内容等

- ア. 九州筑豊ラーメン山小屋チェーンのロゴ等の使用を直ちに中止し看板等の表示物についても加盟者の費用負担と責任において全て抹消します。
- イ. 加盟者は本部に対する未払い債務を直ちに弁済していただきます。
- ウ. 契約を解除された加盟者は、九州筑豊ラーメン山小屋チェーンの事業に類似した事業を契約終了の日から2年間行ってはいけません。
- エ. 契約解除の原因によって、本部が被った損害額について賠償を請求することがあります。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

① お支払いいただく金銭の額又は算定方法

ロイヤリティ

ア. 固定ロイヤリティ 20,000 円 (税別)

イ. 変動ロイヤリティ 売上高の約 2.0%

ここでの売上高は加盟店が販売した売上高の総額をさします。
算定方法は、本部が販売する麺の枚数に 430 円を乗じた金額をロイヤリティとして徴収しています。

《麺 1 枚 (42 玉) に対する売上金額が約 21,500 円以上となる事から、売上高の 2.0%、430 円といたしております》

② 金銭の性質

- ア. ノウハウ・システムの継続的使用
- イ. 本部が継続的に行う指導、技術援助
- ウ. 諸連絡業務等に要する費用
- エ. TV CM 等の宣伝や店内装飾等の販売促進に要する費用

③ お支払いいただく時期と方法

毎月末日締め切りの翌月 10 日までに本部が指定する銀行口座にお振込みいただきます。

11. 店舗の営業時間・休業日

10時間／日以上 of 営業時間、年中無休が基本ですが、書面による申請で変更することが可能です。

12. テリトリー権の有無

半径 1km を原則として店舗のテリトリーとしています。

13. 競業禁止義務の有無

契約終了日より 2 年間は同一市町村及び隣接する市町村で同業種の営業を行ってはいけません。

14. 守秘義務の有無

本部や他の加盟店が不利益を被る事項を第三者に漏らしてはいけません。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

営業に必要な店舗設備・厨房機器・店舗イメージについては、本部の定めた仕様・規格に従い、原則として本部の指定する業者に依頼し購入することになっております。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

加盟店が契約違反を行った場合、36ヶ月分のロイヤリティに相当する額を本部に支払わなければなりません。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無、内容等

加盟者が本事業によって、利益を受け、また損失を被る事への本部の加盟店に対する補償はありません。

後記 1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁 数
フランチャイズ契約のご案内	2
九州筑豊ラーメン山小屋への加盟を希望される方へ	3
第Ⅰ部 ワイエスフード株式会社とフランチャイズシステムについて	6
1. わが社の経営理念	
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・ 主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・ 沿革等	7～11
3. 会社組織図	12
4. 役員一覧	13
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	14～15
6. 売上・出店状況（直近3事業年度加盟店数の推移）	16
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業に各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新され なかった契約に係る加盟者の店舗数	17
8. 訴訟件数	17
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	18
1. 契約の名称等	18
2. 売上・収支予測についての説明	18
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ①金銭の額または算定方法、②性質、③お支払いいただく時期と方法、 ④当該金銭の返還の有無及び条件	18
4. オープンアカウント等の送金	19
5. オープンアカウント等の与信利率	19
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ①加盟者に販売又はあっせんする商品の種類、②商品等の供給条件、 ③配送日・時間・回数に関する事項、④仕入先の推奨制度、⑤発注方法、 ⑥売買代金の決算方法、⑦返品、⑧在庫管理等、販売方法、 ⑨商品の販売価格について、⑩許認可要する商品の販売について	19～20
7. 経営の指導に関する事項	20
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	21

項目	頁 数
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ①契約期間、②契約の更新の条件および手続き、③契約解除の条件および手続き、 ④契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	21～22
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①お支払いいただく金銭の額又は算定方法、②金銭の性質、③お支払いいただく時期と 方法	22
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	23
12. テリトリー権の有無	23
13. 競業禁止義務の有無	23
14. 守秘義務の有無	23
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	23
16. 契約違約金をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	23
17. 事業活動上の損失に対する保証の有無内容等	23
後記. 1「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」説明書	24～25
別紙. 1「フランチャイズ事業を始めるにあたって」中小企業庁	-

年 月 日

説明者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、加盟希望者 _____ の理解をいただきました。

説 明 者 _____ 印

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名 _____ 印

